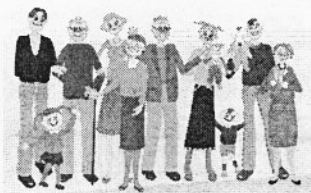
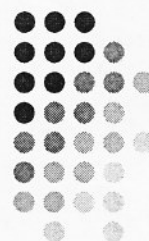


廿日市市
協働によるまちづくり基本条例
市民委員ミーティング

平成23年11月7日

(仮称)廿日市市まちづくり基本条例
起草委員会



1 条例策定の取り組み

● まちづくり基本条例

協働によるまちづくりの
ルールブック

協働のまちづくりでめざす
まちの姿

協働のまちづくりの

仕組み（ルール、活動支援策）

協働

市民の役割

行政の役割

● 条例素案では

めざす姿は、
お互いがつながり合う地域社会

協働の仕組み（ルール、活動支援策）

- ☆ 円卓会議の設置・充実、まちづくりクラブの設置
- ☆ 日常の中でできる貢献活動“ちょボラ”の奨励 など

協働

市民の役割

行政の役割

- ☆ 地域活動への参加
- ☆ フラットな話し合いの場づくり
- ☆ ノウハウや強みを生かした
地域課題の解決
- ☆ 大学の専門性活用 など

- ☆ 職員の地域活動への参加
- ☆ 地域支援、還元の制度創設
- ☆ 情報の集約、発信
- ☆ 市民活動全体の支援
など

● 条例制定までのスケジュール

H22.6～H23.3月 H23.5月 ～ H23.12月

11月7日

H24.1月

H23年度中

素案検討

市民委員会 10回
・市民ミーティング

素案(条例の内容)完成

条文検討

起草委員会で、
条例の文案作成

市民委員ミーティング

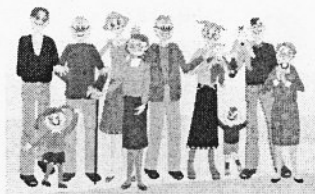
条例原案完成

パブリックコメント

まとめ

パブリックコメントの
意見反映

条例案 議会提案



2 起草委員会における検討

● 名称

廿日市市

協働によるまちづくり基本条例

● 構成

前 文

第1章 総 則

第2章 協働によるまちづくりの基本原則等



推進するために

第3章 協働によるまちづくり推進計画

第4章 協働によるまちづくりを推進する仕組み



見守り、育てるために

第5章 実効性の確保

第6章 雑 則

附 則

● 前文

素案「協働のまちづくりによりめざす姿」

から



● 総則（第1章）

・ 目的 ... 条例の目的

地域自治を推進し、
つながりを大切にした
暮らしやすい
豊かな地域社会を実現

・ 定義 ... 用語の意味

（まちづくり、市民、協働...）

● 基本原則等（第2章）^{素案「活動主体の担う 役割・関係」から}

基本原則（第3条）

だれでも取り組める

自主性の尊重

自立性の尊重と
対等な関係

地域性の尊重

情報の共有

信頼関係の構築

人づくり

市民の役割（第4条）

まちづくりの担い手

知識・技能を生かす

参加意思の尊重

市の責務（第5条）

施策の実施

機能的・効果的な組織運営

市民の一員として取り組み

● 推進計画（第3章 第6条）

- 市長が策定
- 計画を策定・変更するときは、あらかじめ、市民の意見を聴く
- 策定・変更後、速やかに公表

● 仕組み（第4章）

市民委員会で
協働のまちづくりを進める上で大切と考えたテーマ
～ 検討の視点

- A 人材育成
- B 地域特性を生かした連携
- C 信頼関係づくり
- D 市民力と地域活動の進化

● 仕組み（第4章）

素案「仕組み」から

特性を生かした
まちづくり（第1節）

地区・地域・市域（第7条）

円卓会議（第8条）

情報共有による
信頼関係づくり（第2節）

情報の発信・共有（第9条）

人づくり（第3節）

人材の育成（第10条）

子ども、若者等の育成（第11条）

まちづくりリーダーの育成（第12条）

人材の発掘（第13条）

評価・支援（第4節）

自己評価（第15条）

市による評価・支援（第16条）

● 実効性の確保（第5章）

○ 審議会設置（第17条、第18条）

○ 実施状況の検証（第19条）

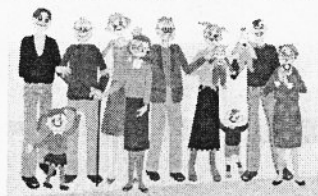
○ 条例の見直し（第20条）

● 雑則（第6章）

○ 規則への委任（第21条）

● 附則

○ 施行期日

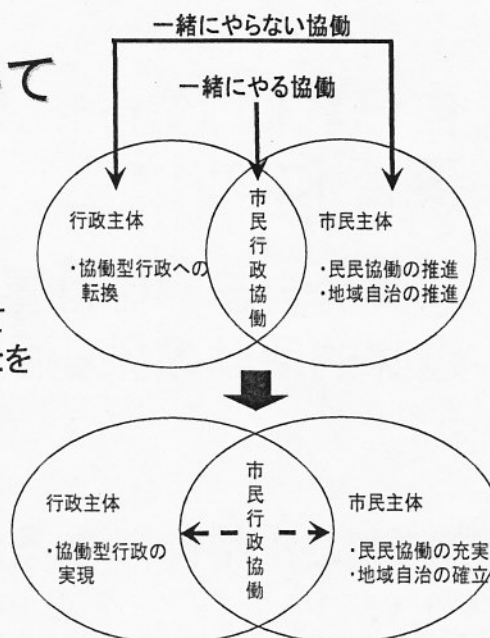


3 市民委員のみなさんに 諮りたいこと

● 協働について

この条例では、
市民も行政も歩み寄って
まちづくりに取り組むことを
目標としています。

市民や行政のみんなが
まちづくりにかかると、
まちづくりは広がり、充
実します。



出典: 自治基本条例のつくり方 (松下啓一著) から、一部引用

● 実効性の確保（第5章）

○ 審議会設置（第17条、第18条）

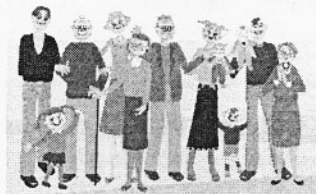
- ・ 推進計画
- ・ 実施状況の総合的評価
- ・ 認定基準の審議
- ・ 条例の改廃

○ 実施状況の検証（第19条）

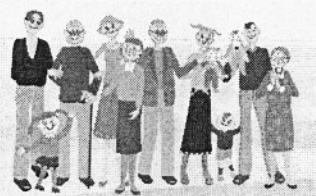
○ 条例の見直し（第20条）

● 自己評価（第15条）規定の
要否 について

- ・ 個人の自己評価は重すぎる。
- ・ 趣味的活動の振り返りは違和感がある。
- ・ 活動に公益性があるか、振り返ってほしい。



4 平成24年度に向けて



お わ り